

新

旧

■ ○ 3 県の催事施設 (P16)

- イベントの規模要件 (人数・収容率等) は以下のとおりとする (1 イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。詳細は、令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔 (できれば2m)	5,000人

業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率100%など必要な感染防止対策 (※1) が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

	収容率	人数上限
イベントの種類	<p>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</p> <p>(例：クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等)</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <p>(例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)</p>
	<p>100%以内</p> <p>〔席がない場合は適切な間隔 (最低限人と人が接触しない程度の間隔)〕</p>	<p>50% (※2) 以内</p> <p>〔席がない場合は十分な間隔 (1m)〕</p>

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理 (令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より)

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ (5人以内に限る。) 内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

■ ○ 3 県の催事施設 (P16)

- イベントについては、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、下表のとおり段階的に規模要件 (人数・収容率等) を緩和 (1 イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。

時期	5月25日～ 6月18日	6月19日～ 7月9日	7月10日～ 7月31日	感染状況を見つづ当面9月末まで維持
屋内 ※	100人以内 又は収容率50%以内	1,000人以内 又は収容率50%以内	5,000人以内 又は収容率50%以内	5,000人以内 又は収容率50%以内 (注)
屋外 ※	200人以内 又は十分な間隔確保 (できれば2m)	1,000人以内 又は十分な間隔確保 (できれば2m)	5,000人以内 又は十分な間隔確保 (できれば2m)	5,000人以内又は十分な間隔確保 (できれば2m)

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

※屋外で、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、収容率50%以内の基準を適用。
また屋内で、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、十分な間隔確保の基準を適用。